

「一般乗合旅客自動車運送事業の路線一部廃止届出に係る意見聴取結果」の公表について

道路運送法第15条の2に基づき、西鉄バス筑豊株式会社から令和3年3月10日付けで届出があった一般乗合旅客自動車運送事業の事業計画変更（路線一部廃止）届出に係る関係地方公共団体に対する意見聴取を行いました。意見聴取結果は以下のとおりです。

一般乗合旅客自動車運送事業の路線廃止届出に係る意見聴取結果について

ア 届出の件名及び番号

一般乗合旅客自動車運送事業の路線廃止届出

公示番号：九運公第33号

事案番号：福2廃10, 11（西鉄バス筑豊株式会社）

イ 意見聴取の日時及び場所

令和3年9月6日（月）、9月7日（火）、9月8日（水）13時30分から

福岡合同庁舎新館10階 九州運輸局

ウ 出席し、又は意見を記載した書類を提出した被聴取者の氏名

【福岡県】※書面による陳述

福岡県 企画・地域振興部 交通政策課 課長 相良 宏

【福岡市】※書面による陳述

福岡市 住宅都市局都市計画部交通計画課 課長 田中 豊久

【北九州市】※書面による陳述

北九州市 建築都市局都市交通政策課 課長 平野 研

【田川市】※書面による陳述

田川市 都市計画課 コンパクトシティ推進室長 大森 敏宏

【飯塚市】※書面による陳述

飯塚市長 片峯 誠

【糸田町】※書面による陳述

糸田町長 森下 博輝

【篠栗町】※書面による陳述

篠栗町 まちづくり課 課長 熊谷 重幸  
係長 大塚 英二

【粕屋町】※書面による陳述

粕屋町 都市政策部都市計画課 課長 田代 久嗣

【志免町】※書面による陳述

志免町役場 経営企画課 課長 篠原 優人

【香春町】※書面による陳述

香春町 まちづくり課 課長 國安 智貴

エ 陳述の要旨

【福岡県】

(1) 地域協議会（バス対策協議会）・運送事業者（西鉄バス筑豊株式会社）との協議内容

- ・ 令和2年7月29日付で西鉄バス筑豊株式会社から県バス対策協議会に、後藤寺～中谷線及び筑豊（急行）福岡線の廃止の申出書が提出されたことを受けて、同協議会から速やかに関係市町及び福岡運輸支局に通知するとともに、県バス対策協議会ブロック別地区協議会を開催し、対応策について検討を行った。

その結果、令和3年3月29日（月）に県バス対策協議会として、以下のとおり判断した。

・ 「後藤寺～中谷線」

関係市町の意見を踏まえ、利用者の減少や乗務員不足等の状況を考慮し、廃止はやむを得ないものと判断する。今後の対応として、北九州市においては、西鉄バス北九州株式会社との協議により、同市の「車両の小型化による路線維持の補助制度」を活用し、同社が頂吉越～中谷（徳力）間を令和3年10月1日から1年間試行運行する。なお、田川市及び香春町においては、西日本鉄道株式会社との協議により、同社が運行する筑豊（特急）福岡線の一部を香春町役場まで令和3年10月1日から1年間試行延長する。

・ 「筑豊（急行）福岡線」

関係市町の意見を踏まえ、事業者の収支状況や乗務員不足を考慮し、廃止はやむを得ないと判断するが、飯塚市においては、可能な限り存続に向けて再検討することを事業者に要請する。廃止代替として、田川市においては、西日本鉄道株式会社と協議の上、「筑豊（急行）福岡線」のバス停の一部を同社が運行する筑豊（特急）福岡線に移行する。併せて、沿線市町においては、必要に応じ、利用者に対し鉄道や他のバス路線の活用を呼びかける。

(2) 自治体や住民等の意見

- ・ 特段の意見なし。

(3) 路線廃止に対する代替交通の計画

- ・ (1)に記載のとおり

(4) 廃止予定日の繰り上げの是非・・・非

- ・ 沿線市町村の意向を尊重する。

#### 【福岡市】

- (1) 地域協議会（バス対策協議会）・運送事業者（西鉄バス筑豊株式会社）との協議内容
  - ・ 令和2年8月25日、福岡県バス対策協議会ブロック別地区協議会が開催され、事業者より廃止内容及び廃止する路線の状況等について説明を受けた。
  - ・ 令和3年3月22日、福岡県バス対策協議会ブロック別地区協議会が開催され、事業者の収支状況や乗務員不足を考慮し、廃止はやむを得ないと判断するが、飯塚市においては、可能な限り存続に向けて再検討することを事業者に要請することとなった。また、田川市においては、筑豊（急行）福岡線のバス停の一部を同社が運行する筑豊（特急）福岡線に移行することとなった。
- (2) 自治体や住民等の意見
  - ・ 本路線の廃止に伴う福岡市内のバス停の廃止はなく、公共交通空白地は発生しない。
  - ・ 事業者からの廃止路線に係る利用状況等の説明を受け、収支状況や乗務員不足を鑑みると、廃止はやむを得ないものとする。
- (3) 路線廃止に対する代替交通の計画
  - ・ 他系統のバス等が運行しているため、代替交通の対策は考えていない。
- (4) 廃止予定日の繰り上げの是非・・・非
  - ・ 利用者への周知を十分に行う必要があるため、廃止日の繰り上げは認められない。

#### 【北九州市】

- (1) 地域協議会（バス対策協議会）・運送事業者（西鉄バス筑豊株式会社）との協議内容
  - ・ 令和2年8月20日 地元自治会、市で路線廃止に関する対応について協議。
  - ・ 令和2年8月26日 福岡県バス対策協議会ブロック別地区協議会において、運送事業者から路線廃止内容についての説明を受け、各自治体で対応を検討することとなった。
  - ・ 令和2年10月23日 地元自治会、市から西鉄バス北九州株式会社に対して、バス路線維持について要望。
  - ・ 令和3年3月3日 西鉄バス北九州株式会社から地元自治会、市に対して路線維持に係る路線新設について説明。
- (2) 自治体や住民等の意見
  - ・ 西鉄バス筑豊株式会社から申出のあった路線の廃止については、運転手不足等の状況を考慮し、やむを得ないものとして受け入れる。
- (3) 路線廃止に対する代替交通の計画
  - ・ 西鉄バス北九州株式会社が本市の補助制度を活用し、令和3年10月1日より頂吉越～中谷及び徳力公団前駅の路線を新設予定。

- (4) 廃止予定日の繰り上げの是非・・・非
- ・ 代替交通の運行開始時期と合わせるため。

#### 【田川市】

- (1) 地域協議会（バス対策協議会）・運送事業者（西鉄バス筑豊株式会社）との協議内容
- ・ 令和2年7月31日 路線バス廃止申出が提出される。
  - ・ 令和2年8月25日～26日 バス対策協議会ブロック別地区協議会の開催
  - ・ 令和2年10月7日 路線存続に係る要望（沿線自治体と連名）
  - ・ 令和2年10月～令和3年2月 路線存続に向けた協議（計4回）
  - ・ 令和2年12月25日 特急バス延伸に係る要望
  - ・ 令和3年2月12日 要望に関する回答  
廃止路線 後藤寺～中谷線、筑豊（急行）福岡線  
試験運行 筑豊（特急）福岡線一部バス路線の延伸
  - ・ 令和3年2月22日 田川市地域公共交通会議にて路線廃止について報告
  - ・ 令和3年3月22日～26日 バス対策協議会ブロック別地区協議会の開催  
筑豊（急行）福岡線 廃止について承認  
後藤寺～中谷線 廃止について承認
- (2) 自治体や住民等の意見
- ・ 沿線関係自治体と協議を行い、当該路線は広域路線として重要な役割を担っている路線であるため、沿線自治体連名による路線存続の要望を西日本鉄道株式会社及び西鉄バス筑豊株式会社へ行う。しかしながら、関係自治体と西鉄バスとの協議及び西鉄側からの要望に対する回答を受け、利用者の減少や乗務員不足等の状況を考慮し、廃止はやむを得ないものと判断する。
- (3) 路線廃止に対する代替交通の計画
- ・ 筑豊（急行）福岡線  
廃止により停車便がなくなってしまうバス停「見立」「弓削田」について、令和3年10月から筑豊（特急）福岡線が新たに停車する。
  - ・ 後藤寺～中谷線  
代替という位置づけではないが、後藤寺～中谷線が運行していたルートにおいて、香春町役場まで特急バスの一部路線を延伸する試験運行を令和3年10月から1年間実施する。また、結果次第で運行可否を決定するため、運行打ち切りとなった場合に備え、コミュニティバスでの代替等についても検討を行う。
- (4) 廃止予定日の繰り上げの是非・・・非
- ・ 廃止にあわせて、周知等の準備を進めているため。

#### 【飯塚市】

- (1) 地域協議会（バス対策協議会）・運送事業者（西鉄バス筑豊株式会社）との協議内容

- ・ 令和2年7月31日付け文書により西鉄バス筑豊株式会社から廃止申出を受けた。
- ・ 当該路線は本市から福岡空港や博多駅といった福岡都市圏内の主要施設へ直行し、地域経済や地域浮揚に寄与している貴重な路線であることから、事業者と存続に向けた協議を重ねた。
- ・ しかしながら当該路線については、赤字運行や慢性的な乗務員不足といった状況の改善が見込めないことから、事業者において路線廃止の方針は変わらないということであった。

(2) 自治体や住民等の意見

- ・ 飯塚市地域公共交通会議において、本件に係る対応の方向性として「事業者が道路運送法に基づく路線廃止の届出を行うことは受け入れざるを得ないが、可能な限り路線存続のための再検討を要請する」旨の意見を取りまとめ、令和3年3月12日付け文書により福岡県バス対策協議会に報告した。

(3) 路線廃止に対する代替交通の計画

- ・ 当該路線の廃止後に代替交通の新設は予定されていないため、西日本鉄道株式会社が運行する筑豊（特急）福岡線等のバス路線やJR福北ゆたか線といった既存の代替交通の活用について、市民の理解をお願いすることとする。

(4) 廃止予定日の繰り上げの是非・・・非

- ・ 利用者への周知等に鑑み予定どおり令和3年10月1日としていただきたい。

【糸田町】

(1) 地域協議会（バス対策協議会）・運送事業者（西鉄バス筑豊株式会社）との協議内容

- ・ 令和2年7月31日付けで廃止申出がなされ、継続的に田川市郡関係4市町および西鉄関係者との協議を重ねた。

令和2年10月7日同4市町による存続要望を西鉄バスに提出も、令和3年2月12日付けで存続要望に対する回答として廃止を通達された。同年3月福岡県バス対策協議会に対し「廃止やむなし」を報告した。

(2) 自治体や住民等の意見

- ・ 県下2番目に小さな面積である当町においては、生活・通学・通勤には町外へ出るほかになく、西鉄バスの運行により生活基盤を支えられてきました。しかしながら、人口減少や人口構造の変化、交通手段の変化により、西鉄バスの利用者の減少は否定しがたいものとなり、今回の路線廃止は致し方ないものと理解します。

(3) 路線廃止に対する代替交通の計画

- ・ 今後の代替交通として、町主体の公共交通運行を目指し、現在計画策定に着手しており、路線廃止後、直ちに運行開始を目指している。

(4) 廃止予定日の繰り上げの是非・・・非

- ・ 糸田町としては上記のとおり報告しており、また関係自治体においては代替交通を形成しあるいはその準備に着手しており、計画変更は不可であるため。

#### 【篠栗町】

- (1) 地域協議会（バス対策協議会）・運送事業者（西鉄バス筑豊株式会社）との協議内容
  - ・ 令和2年8月25日福岡県バス対策協議会ブロック別地区協議会において、廃止する路線の説明を受ける。その後令和3年3月22日の同協議会において、交通事業者の説明を受け、やむを得ないことと判断した。（篠栗町も異議なしで回答）
- (2) 自治体や住民等の意見
  - ・ 当該路線を利用していた住民の方々は代替手段を考えなくてはならず不便を被ることとなりますが、西鉄バス筑豊株式会社より慢性的な赤字及び乗務員不足であり存続が難しいとの説明を受けやむを得ないことと理解しています。
  - ・ 関係区長にも路線廃止の説明を行い了承を得ています。
- (3) 路線廃止に対する代替交通の計画
  - ・ JR福北ゆたか線、近隣の他の路線バス停を利用することで可能であると考えています。
- (4) 廃止予定日の繰り上げの是非・・・非
  - ・ 9月の広報誌に路線廃止の記事を掲載しますので廃止予定日の繰り上げは承諾いたしかねます。

#### 【粕屋町】

- (1) 地域協議会（バス対策協議会）・運送事業者（西鉄バス筑豊株式会社）との協議内容
  - ・ 令和2年8月25日、福岡県バス対策協議会ブロック別地区協議会され、交通事業者より廃止内容及び廃止する路線の状況等について説明を受けた。
  - ・ 令和3年3月22日、福岡県バス対策協議会ブロック別地区協議会（書面開催）が開催され、事業者の収支状況や乗務員不足を考慮し、廃止はやむを得ないと判断するが、飯塚市においては、可能な限り存続に向けて再検討することを事業者に要請することとなった。また、田川市においては、筑豊（急行）福岡線のバス停の一部を同社が運行する筑豊（特急）福岡線に移行することとなった。
- (2) 自治体や住民等の意見
  - ・ 本路線の廃止に伴う粕屋町内のバス停の廃止はなく、公共交通空白地は発生しない。
  - ・ 交通事業者からの廃止路線に係る利用状況等の説明を受け、収支状況や乗務員不足を鑑みると、廃止はやむを得ないものとする。
- (3) 路線廃止に対する代替交通の計画
  - ・ 他系統のバスやJR福北ゆたか線が運行しており、代替交通は既存の公共交通機関で補えるため、対策は考えていない。

- (4) 廃止予定日の繰り上げの是非・・・非
- ・ 利用者への周知を十分に行う必要があるため、廃止日の繰り上げは不可。

#### 【志免町】

- (1) 地域協議会（バス対策協議会）・運送事業者（西鉄バス筑豊株式会社）との協議内容
- ・ 令和2年8月25日、福岡県バス対策協議会ブロック別地区協議会が開催され、事業者より廃止内容及び廃止する路線の状況等について説明を受けた。乗務員不足と慢性的な赤字が続いており、運行を継続するのは困難であるという内容であった。
  - ・ 上記協議会の説明を受け、志免町議会および利用住民が所属する町内会との協議を行い、町として廃止はやむを得ないものと判断し、令和3年3月10日付けで福岡県バス対策協議会に書面にて報告を行った。
  - ・ 令和3年3月22日、福岡県バス対策協議会ブロック別地区協議会が開催され、事業者の収支状況や乗務員不足を考慮し、廃止はやむを得ないと判断するが、飯塚市においては、可能な限り存続に向けて再検討することを事業者に要請することとなった。また、田川市においては、筑豊（急行）福岡線のバス停の一部を同社が運行する筑豊（特急）福岡線に移行することとなった。
- (2) 自治体や住民等の意見
- ・ 廃止により、住民の交通利便性が低下してしまいますが、慢性的な赤字及び乗務員不足ということでやむを得ないものと受け止めています。
  - ・ 町議会及び関係する町内会には本事案について説明を行い、了承を得ています。
- (3) 路線廃止に対する代替交通の計画
- ・ 近隣に他のバス停があるため、代替交通については問題ないという認識です。
- (4) 廃止予定日の繰り上げの是非・・・非
- ・ 町広報誌やホームページで既に告知しているため、繰り上げの対応はできません。

#### 【香春町】

- (1) 地域協議会（バス対策協議会）・運送事業者（西鉄バス筑豊株式会社）との協議内容
- ・ 令和2年7月31日 路線バス廃止申出が提出される。
  - ・ 令和2年8月25日～26日 バス対策協議会ブロック別地区協議会の開催
  - ・ 令和2年10月7日 路線存続に係る要望（沿線自治体と連名）
  - ・ 令和2年10月～令和3年2月 路線存続に向けた協議（計4回）
  - ・ 令和2年12月25日 特急バス延伸に係る要望
  - ・ 令和3年2月12日 要望に関する回答  
廃止路線 後藤寺～中谷線、筑豊（急行）福岡線  
試験運行 筑豊（特急）福岡線一部バス路線の延伸
  - ・ 令和3年3月24日 香春町地域公共交通会議にて路線廃止について報告
  - ・ 令和3年3月22日～26日 バス対策協議会ブロック別地区協議会の開催



## 後藤寺～中谷線 廃止について承認

### (2) 自治体や住民等の意見

- 沿線関係自治体と協議を行い、当該路線は広域路線として重要な役割を担っている路線であるため、沿線自治体連名による路線存続の要望を西日本鉄道株式会社及び西鉄バス筑豊株式会社へ行う。特に北九州市に近い地域に住む香春町民は、通院や買い物で北九州市に生活圏があるため、路線存続の要望が強かった。しかしながら、関係自治体と西鉄バスとの協議及び西鉄側からの要望に対する回答を受け、利用者の減少や乗務員不足等の状況を考慮し、廃止はやむを得ないものと判断する。

### (3) 路線廃止に対する代替交通の計画

- 後藤寺～中谷線  
豊産～香春間  
代替という位置づけではないが、後藤寺～中谷線が運行していたルートにおいて、香春町役場まで特急バスの一部路線を延伸する試験運行を令和3年10月から1年間（最長2年間）実施する。また、結果次第で運行可否を決定するため、運行打ち切りとなった場合に備え、コミュニティバス等での代替案についても検討を行う。  
香春～金辺トンネル間  
香春～採銅所はコミュニティバス、採銅所～金辺トンネルは予約制乗合タクシーを代替交通として対応する。

### (4) 廃止予定日の繰り上げの是非・・・非

- 利用者への周知を十分に行う必要があるため。